

## 鳥取県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合西伯店  
西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗  
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
- 4 変更年月日  
平成23年4月1日
- 5 変更する理由  
丸合西伯店で小売業を行う株式会社サンマート和光が、株式会社丸合に合併したため
- 6 届出年月日  
平成23年8月26日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年10月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町企画政策課
- 10 意見書の提出  
南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。